

国民健康保険 資格確認書を交付します

資格確認書とは

マイナンバーカードで病院・薬局などの受付ができない状態の方に交付するものです。

次の方に交付しています

- マイナンバーカードを持っていない方
- マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録をしていない方
- マイナ保険証^(※)の利用登録を解除した方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
- マイナ保険証をお持ちの方で、病院等の受付に補助が必要な方など、マイナ保険証での受診が困難であると申請いただいた方

※マイナ保険証...保険証として利用できるよう申請したマイナンバーカード



はじめにご確認ください

1 国民健康保険の資格情報

氏名・生年月日・住所など、内容に誤りがないかご確認ください。

2 一部負担金の割合(70歳以上の方のみ)

70歳以上の方は、世帯の状況・所得などで判定した一部負担金の割合が券面に記載されています。

3 有効期限

- ▶ 令和8年7月31日までに70歳の誕生日
→ 70歳の誕生月の末日(1日生まれの場合は前日)
- ▶ 令和8年7月31日までに75歳の誕生日
→ 75歳の誕生日の前日
- ▶ 上記以外の方
→ 令和8年7月31日

保険証を切替えましょう

現在お手元にある保険証は、令和7年7月31日が有効期限となっております。
有効期限切れの保険証は、氏名・住所などの個人情報にご注意の上、細かく裁断する等して破棄するようお願いいたします。

マイナ保険証を基本とした制度に移行しています

詳しくは、裏面をご覧ください。

届出が必要な場合があります

次に該当する場合は、市民課国保年金係(市役所本庁舎1階)または市内各地区生活応援センター(釜石地区生活応援センターを除く)にてお手続きくださいますようお願いいたします。

1 勤務先の健康保険などに加入しているのに資格確認書が届いた方

- 持ちもの
- ・ 新しく加入した健康保険がわかるもの
 - ・ 運転免許証などの本人確認書類
 - ・ マイナンバーがわかるもの

2 市外に住所をおく学生で資格確認書の交付を希望する方(マル学)

- 持ちもの
- ・ 在学証明書(原本)または学生証(写し可)
 - ・ 運転免許証などの本人確認書類
 - ・ マイナンバーがわかるもの

裏面もご覧ください

マイナ保険証での受診を基本とする制度に移行しています



まずは
マイナンバーカード
をつくります

マイナ保険証を使うには利用申し込みが必要です

病院・薬局にある

顔認証付き
カードリーダー



←こちらからご利用ください



マイナポータル

<https://myna.go.jp>

お近くの

セブン銀行
ATM

病院・薬局での受付方法

STEP 1 マイナンバーカードを
カードリーダーに置く

STEP 2 顔認証・暗証番号などで
本人確認をする

STEP 3 薬剤情報・健診情報などの
提供について同意選択する

マイナ保険証には、こんなメリットがあります

- ✓ データを活用したより良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急搬送中の適切な処置・病院選定に活用

電子証明書の更新を忘れずに！

電子証明書
の有効期限

年 月 日

マイナ保険証はICチップ内の
電子証明書で資格確認を
行っています。

有効期限を過ぎるとマイナ保険証として利用できなくな
りますのでご注意ください。

国民健康保険の手続きについて

14日以内に届け出ましょう！

加入するとき

- 勤務先などの健康保険を**脱退**したとき
- ほかの市区町村から**転入**してきたとき

脱退するとき

- 勤務先などの健康保険に**加入**したとき
- ほかの市区町村に**転出**したとき

その他届出が必要なとき

- 住所や世帯に**変更**があったとき
- 紛失**や**汚損**により資格確認書を使えないとき

加入の届出が遅れると

前の健康保険が
切れた日まで遡って
国保税が課税されます。

また、その間の医療費は
やむを得ない場合を除き
全額自己負担です。

脱退の届出が遅れると

脱退手続きをとるまで
国民健康保険税が課税
されます。

また、その間に国保で
受診した場合、**医療費
の返還手続き**を案内
する場合があります。

第三者による行為でケガをしたとき

交通事故など、他人（第三者）の行為によって
ケガをしたり病気になったりしたときも、**届出**に
よって国民健康保険で病院などを受診することが
できます。

第三者による行為に該当するもの

- ▶ 交通事故
- ▶ スキー・スノーボード等の接触事故
- ▶ 不当な暴力や傷害行為によるケガ
- ▶ 他人の飼い犬に咬まれた
- ▶ 食中毒
- ▶ 落下物に当たった

示談の前に必ず市民課国保年金係に連絡を

加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませ
たりすると、国民健康保険を使用して受診できな
くなります。

■国民健康保険に関するお問い合わせ■

釜石市役所 市民生活部 市民課 国保年金係
☎ 0193-27-8479